

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																														
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロ          ンボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実          施本部事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又          は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、プロンボストオ          フイス及び室に室長を置き、不正防止実施本部事          務室長は、総務担当の理事をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学研究科事務          部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部          にあつては事務部長。以下同じ。)を置き、課に          課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務          長(医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及          び附属図書館事務部にあつては副事務部長。以下          同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行す          る。ただし、第12条を削除する規定中第14項          を削除する規定は、平成25年7月1日から施行          する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、令和4年3月31日          限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロ          ンボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実          施本部事務・DX推進室を置き、部に同表右欄に          掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、プロンボストオ          フイス及び室に室長を置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(国際・共通教育推          進部、医学研究科事務部、医学部附属病院事務部          及び附属図書館事務部にあつては事務部長。以下          同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務          長(国際・共通教育推進部、医学研究科事務部、          医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部に          あつては副事務部長。以下同じ。)を置くことが          できる。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、令和5年3月31日          限り、その効力を失う。</p> <p>附 則          この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>																														
別表1 (第4条関係)	別表1 (第4条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td>人事企画課 職員育成課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育推進・学生支 援部</td> <td>学生課 厚生課 教務企画課 国際教育交流課 入試企画課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不正防止実施本 部</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	(略)		人事部	人事企画課 職員育成課	(略)		教育推進・学生支 援部	学生課 厚生課 教務企画課 国際教育交流課 入試企画課	(略)		不正防止実施本 部	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td>人事・労務課 職員育成課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>教育推進・学生支 援部</td> <td>学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>不正防止実施本 部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務・DX推進室</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	(同 左)		人事部	人事・労務課 職員育成課	(同 左)		教育推進・学生支 援部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課	(同 左)		不正防止実施本 部	—	事務・DX推進室	—
部・室	課・室																														
(略)																															
人事部	人事企画課 職員育成課																														
(略)																															
教育推進・学生支 援部	学生課 厚生課 教務企画課 国際教育交流課 入試企画課																														
(略)																															
不正防止実施本 部	—																														
部・室	課・室																														
(同 左)																															
人事部	人事・労務課 職員育成課																														
(同 左)																															
教育推進・学生支 援部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課																														
(同 左)																															
不正防止実施本 部	—																														
事務・DX推進室	—																														

改正前					改正後				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室	1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
本部構内(文系)共通事務部	総務課 経理課	(略)			本部構内(文系)共通事務部	総務課 経理課	(同左)		
		総合博物館	総合博物館事務部	—			人と社会の未来研究院	—	—
		学生総合支援センター	学生総合支援センター事務室	—			学生総合支援機構	学生総合支援機構事務室	—
(略)			(同左)						
本部構内(理系)共通事務部	総務課 経理課	(略)			本部構内(理系)共通事務部	企画戦略課 経理課	(同左)		
		(略)					(同左)		
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	(略)			吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	(同左)		
		国際高等教育院	国際高等教育院事務部	—			国際高等教育院	国際・共通教育推進部	国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課
		大学院教育支援機構					大学院教育支援機構		
(略)			(同左)						
南西地区共通事務部	総務課 経理課 研究協力課	(略)			南西地区共通事務部	総務課 経理課 研究協力課	(同左)		
		アジア・アフリカ地域研究科	地域研究事務部	—			アジア・アフリカ地域研究科	地域研究事務部	—
		東南アジア地域研究研究所					東南アジア地域研究研究所		
		アフリカ地域研究資料センター				アフリカ地域研究資料センター			
		こころの未来研究センター							

改 正 前				改 正 後				
		ウイルス再生医科学研究所	ウイルス・再生医科学研究所	—		医生物学研究所	医生物学研究所事務部	—
(略)				(同 左)				
北部構内事務部	総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	数理解析研究所 霊長類研究所	数理解析研究所事務部 霊長類研究所事務部	— 二	北部構内事務部	総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	数理解析研究所 霊長類研究所	数理解析研究所事務部 霊長類研究所事務部
(略)				(同 左)				
		フィールド科学教育研究センター	フィールド科学教育研究センター事務部	フィールド科学教育研究センター		フィールド科学教育研究センター	フィールド科学教育研究センター事務部	フィールド科学教育研究センター
(略)				(同 左)				
						ヒト行動進化研究センター	ヒト行動進化研究センター事務部	二
(略)				(同 左)				

別表3 (第8条関係)

1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
(略)			
企画部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課IR推進室長	企画部企画課長
(略)			
本部構内(文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長
国際高等教育院事務部	Kyoto University International Undergraduate Programに係る事務を統括すること	吉田カレッジオブイス事務室長	国際高等教育院長
(略)			

別表3 (第8条関係)

1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
(同 左)			
企画部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画部長を助け、及び管理すること。	企画部IR推進室長	企画部長
(同 左)			
本部構内(文系)共通事務部	(同 左)		
北部構内事務部	犬山キャンパスに係る事務に関し、企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	犬山キャンパス事務室	北部構内事務部長
(同 左)			

改正前		改正後	
別表4（第9条関係）（略）		別表4（第9条関係）（同左）	
別表5（第14条関係）		別表5（第14条関係）	
部局	事務組織	部局	事務組織
学生総合支援センター	教育推進・学生支援部学生課	学生総合支援機構	教育推進・学生支援部学生課
	（略）		（同左）